

定款変更 (案)

	箇所	現行	変更案
除名	第9条	(除名) 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、 <u>社員総会の決議</u> によって会員を除名することができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 社員総会で会員の除名を決議する際は、<以下省略>	(資格停止と除名) 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、 <u>当該会員を理事会の決議による資格停止および社員総会の決議による除名</u> をすることができる。 (1) この定款その他の規則に違反したとき (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき 2 <u>理事会での資格停止を決議する際は、理事会は当該会員に弁明の機会を与えることができる。</u> 3 社員総会で会員の除名を決議する際は、<以下省略>

事由：

- (1) 定款第9条に除名の定めがあるが、年1回程度開催される社員総会での決議が必要である。このため、社員総会が開催されるまでの間に、除名に至るまえの理事会決議による資格停止処分を規定することとする。
- (2) 定款第48条の定めにより、定款の変更は社員総会の決議を必要とするため。

以上